

1 防災組織等に関する資料

三条市防災会議委員

(令和5年7月1日現在)

号別	選出機関	職 名	氏 名	電話番号
会長	三 条 市	市 長	滝 沢 亮	
1	北陸地方整備局	信濃川下流河川事務所長	内 田 剛 二	
1	〃	信濃川下流河川事務所 三 条 出 張 所 長	五十嵐 宏 彰	
1	新潟労働局	三条労働基準監督署長	釣 井 拓 矢	
2	新潟 県	三 条 地 域 振 興 局 長	渋谷 美 浩	
3	新潟 県 警 察	三 条 警 察 署 長	田 崎 克 則	
4	三 条 市	副 市 長	上 田 泰 成	
4	〃	建 設 部 長	三 卷 正 志	
5	三条市教育委員会	教 育 長	高 橋 誠一郎	
6	三 条 市	消 防 長	古 関 勝 昭	
6	三条市消防団	三 条 市 消 防 団 長	諸 橋 一 徳	
7	指定公共機関	東日本電信電話(株)埼玉事業部 新 潟 支 店 長	徳 山 隆太郎	
7	〃	東北電力ネットワーク(株) 新潟県央電力センター所長	清 水 泰 生	
7	〃	日本通運(株)三条支店長	平 林 直 和	
7	〃	東日本旅客鉄道(株)新潟支社 燕 三 条 駅 長	本 間 美 加	
7	指定地方公共機関	北陸ガス(株)長岡供給センター長	田 中 聡	
7	〃	新潟運輸(株)三条支店長代理	丸 山 吉 男	
7	〃	中越運送(株)三条ロジスティクス センター長	齋 藤 孝 志	
7	〃	三 条 土 地 改 良 区 理 事 長	土 田 初	
7	〃	刈谷田川土地改良区理事長	河 村 則 夫	
7	〃	須頃郷土地改良区理事長	長谷川 富 一	

号別	選出機関	職 名	氏 名	電話番号
7	〃	大島下郷土地改良区理事長	星 野 正 行	
7	〃	下田土地改良区理事長	斎 藤 幸 男	
8	公 共 的 団 体	日本郵便(株)三条郵便局長	竹 花 周 二	
8	〃	栄ガス消費生活協同組合 代 表 理 事	内 山 正 幸	
8	〃	新潟交通観光バス(株) 潟 東 営 業 所 長	中 川 淳	
8	〃	越 後 交 通 (株) 三 条 営 業 所 長	安 田 司	
8	〃	三条商工会議所会頭	兼 古 耕 一	
8	〃	えちご中越農業協同組合 三 条 支 店 長	山 田 文 子	
8	〃	一般社団法人三条市医師会理事	森 宏	
8	〃	社 会 福 祉 法 人 三条市社会福祉協議会副会長	藤 田 五十一	
8	〃	三 条 市 自 治 会 長 協 議 会 運 営 委 員	藤 田 長 規	
8	〃	三 条 市 建 設 業 協 会 長	外 山 雅 博	
8	〃	西 四 日 町 自 主 防 災 会 長	堀 善 一	
8	〃	特定非営利活動法人にいがた災害ボランティアネットワーク 理 事	会 田 理恵子	
8	〃	三条市民生委員児童委員協議会 監 事	佐 野 俊 明	
8	〃	ネ ッ ト ワ ー ク 三 条 会 員	兼 古 和 枝	
8	学識経験のある者	東京大学大学院情報学環特任教授	片 田 敏 孝	

〔平成 17 年 5 月 1 日〕
〔条 例 第 125 号〕

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、三条市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 三条市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて三条市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 三条市水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 新潟県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 新潟県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関のうちから市長が任命する者
 - (8) 公共的団体のうちから市長が任命する者
 - (9) 学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号及び第 9 号の委員の定数は、それぞれ 4 人、3 人、1 人、2 人、1 人、2 人、1 2 人、1 4 人及び 1 人の範囲内とする。
- 7 第 5 項第 7 号から第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、新潟県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員、公共的団体の職員等及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行の際、最初に任命する第3条第5項第7号及び第8号の委員の任期は、同条第7項本文の規定にかかわらず、任命の日から平成19年3月31日までとする。

附 則(平成24年9月条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

〔平成 17 年 5 月 30 日〕
防災会議告示第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、三条市防災会議条例(平成17年三条市条例第125号)第 5 条の規定に基づき、三条市防災会議の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 会議は、年1回以上開催するものとし、会長が招集する。

2 会議の招集通知には、会議の日時及び付議すべき事項を記載するものとする。

(議長)

第 3 条 会長は、会議の議長とする。

(議事)

第 4 条 議事は、出席委員の過半数で決する。

(説明聴取)

第 5 条 会長は、必要と認めるときは、会議に専門委員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

(特例)

第 6 条 会長は、会議が処理すべき事項のうち、あらかじめ承認を得た事項について専決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事項について専決することができる。

3 前 2 項の規定により専決したときは、会長は、次の会議において報告し、承認を受けなければならない。

(部会)

第 7 条 会長は、必要により部会を置くことができる。

(会議の記録)

第 8 条 会議の状況は、その概要を記録し、保存しなければならない。

(異動等の報告)

第 9 条 委員は、異動が生じた場合は、速やかに会長にこれを報告しなければならない。

(庶務)

第10条 防災会議の庶務は、総務部行政課において処理する。

(公印)

第11条 防災会議及び会長の公印は、別記のとおりとする。

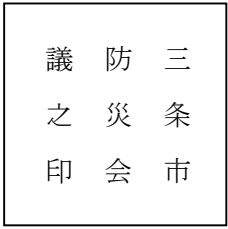
(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、防災会議に関し必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

別記(第11条関係)



備考

- 1 字体は、適宜とする。
- 2 寸法は、21方ミリメートルとする。

〔平成 17 年 5 月 30 日〕
三条市防災会議承認

三条市防災会議運営規程(平成17年三条市防災会議告示第1号)第6条第1項の規定により、防災会議の処理すべき事項のうち、会長が専決できる事項は、次に掲げる事項を除いた事項とする。

- 1 地域防災計画の作成、修正又は公表に関すること。
- 2 異例又は重要と認められる事項に関すること。

〔平成 17 年 5 月 1 日〕
〔条 例 第 1 2 6 号〕

（趣旨）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、三条市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（班）

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員が当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

（委任）

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行する。

〔平成17年5月1日
訓令第26号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第23条第3項及び三条市災害対策本部条例（平成17年三条市条例第126号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、三条市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長)

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び教育長をもって充てる。

(災害対策本部員)

第3条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、三条市行政組織規則（平成17年三条市規則第3号）第10条第1項の部長、教育部長及び消防長をもって充てる。

(その他の職員)

第4条 法第23条第3項に規定するその他の職員は、災害対策本部員付（以下「本部員付」という。）及び災害対策連絡員（以下「連絡員」という。）とする。

2 本部員付は、本部員がそれぞれ指揮監督する所属職員のうちから指名する者をもって充て、本部員の事務を補助し、当該本部員に事故があるときは、その職務を代行する。

3 連絡員は、行政課長が行政課の職員のうちから指名する者をもって充て、連絡その他の事務に従事する。

(本部員会議)

第5条 本部に、次に掲げる事項について協議し、又は決定するため、本部員会議を置く。

- (1) 重要な災害情報に関すること。
- (2) 各班の措置事項に関すること。
- (3) 災害応急対策の基本方針に関すること。
- (4) 動員出動体制に関すること。
- (5) 各班間の調整事項の指示に関すること。
- (6) 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- (7) 現地対策本部に関すること。
- (8) 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (9) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用要請に関すること。
- (10) 他市町村への応援要請に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

2 本部員会議は、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）、副本部長、本部員（前条第2項の規定によりその職務を代行する本部員付を含む。）をもって構成し、副本部長が主宰する。

(班)

第6条 条例第3条第1項の規定に基づき副本部長が班を置く場合の基準は、別に定める。

(現地対策本部)

第7条 副本部長は、局地的に相当規模の被害が生じた場合又は被害発生のおそれがあると予想される場合で、緊急かつ適確な災害応急対策の実施を図る必要があると認めるときは、災害地域に現地対策本部を設置することができる。

2 現地対策本部に、本部員のうちから副本部長が指名する現地対策副本部長を置く。

- 3 現地対策本部長は、本部長の命を受け、現地対策本部を包括し、所属部員を指揮監督する。
(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、本部の運営その他に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、平成17年5月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月訓令第3号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月訓令第8号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月訓令第1号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年7月訓令第4号)

この規程は、平成20年7月23日から施行する。

附 則 (平成25年4月訓令第2号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月訓令第1号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

〔平成 17 年 5 月 1 日
訓 令 第 25 号〕

(設置)

第 1 条 本市の地域に係る災害の未然防止のために行う市の防災業務の総合的かつ有効な実施を図るため、本市に三条市防災本部（以下「防災本部」という。）を置く。

(構成員)

第 2 条 防災本部は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 本部長 市長
- (2) 副本部長 副市長及び教育長
- (3) 本部員 三条市行政組織規則（平成 17 年三条市規則第 3 号）第 10 条第 1 項の部長、教育部長及び消防長
- (4) 連絡員 行政課長補佐、行政課防災対策室長、行政課防災対策室係員

2 前項に定める者のほか、市長の指定する者を防災本部の構成員に充てることができる。

(本部員会議)

第 3 条 防災本部に、次に掲げる事項について協議し、又は決定するため、本部員会議を置く。

- (1) 市の防災体制の整備に関すること。
- (2) 災害予防に関すること。
- (3) 防災業務の総合調整に関すること。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が主宰する。

(防災本部の庶務)

第 4 条 防災本部の庶務は総務部行政課が所管し、その事務は防災対策室が担当する。

(その他)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月訓令第 8 号）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月訓令第 1 号）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 7 月訓令第 4 号）

この規程は、平成 20 年 7 月 23 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月訓令第 2 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月訓令第 1 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

〔平成17年5月1日〕
〔条 例 第 109 号〕

(目的)

第1条 この規則は、災害に関して、三条市が応急的に必要な救助を行い災害にかかった者の保護を図ることを目的とする。

(救助の実施要件)

第2条 この規則による救助(以下「救助」という。)は、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用されない災害であって、次に定める程度の災害が発生した場合で、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

- (1) 住家が滅失した世帯数が10以上に達した場合
- (2) 前号の基準に達しないが、多数の世帯の住家が滅失し、市長が特に必要と認めた場合
- (3) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

2 前項第1号及び第2号に定める住家が滅失した世帯数の算定は、住家が半壊し、又は半焼した等著しく損壊した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもってそれぞれ住家の滅失とした1世帯とみなす。

(救助の種類等)

第3条 救助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 避難所の設置
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与
- (4) 災害にかかった者の救出
- (5) 応急仮設住宅の設置
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 障害物の除去

2 前項第5号から第7号までの救助については、生活困窮者を対象として行うものとする。

(救助の程度、方法及び期間)

第4条 救助の程度、方法及び期間は、災害救助法施行細則(昭和35年新潟県規則第30号)第5条に定める範囲内において行うものとする。

2 市長が特に必要と認めた場合には、前項の規定にかかわらず、救助の期間を延長して行うことができる。

附 則

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

〔平成 17 年 5 月 1 日
条 例 第 8 9 号〕

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 災害弔慰金の支給(第 3 条—第 8 条)
- 第 3 章 災害障害見舞金の支給(第 9 条—第 11 条)
- 第 4 章 災害援護資金の貸付け(第 12 条—第 15 条)
- 第 5 章 補則(第 16 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)並びに新潟県災害弔慰金等に関する要綱の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害を生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時三条市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害又は新潟県災害救助条例(昭和 39 年新潟県条例第 77 号)が適用された災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）とする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条 災害の際現にその場にいられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

（準用規定）

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 1,500,000円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円

ウ 住居が半壊した場合 2,700,000円

エ 住居が全壊した場合 3,500,000円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 1,500,000円

イ 住居が半壊した場合 1,700,000円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 2,500,000円

エ 住居の全体が滅失し、又は流出した場合 3,500,000円

(3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は5年)とする。

(利率及び保証人)

第14条 災害援護資金は、延滞の場合を除き無利子とする。

2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者はいつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 補則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の三条市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年三条市条例第38号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年栄町条例第28号)又は下田村災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年下田村条例第25号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成23年9月条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三条市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

平成17年5月1日
規則第53号

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 災害弔慰金の支給(第2条・第3条)
- 第3章 災害障害見舞金の支給(第4条・第5条)
- 第4章 災害援護資金の貸付け(第6条—第17条)
- 第5章 補則(第18条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、三条市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年三条市条例第89号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、三条市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、三条市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第2号。以下「借入申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額並びに償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。)を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した災害援護資金借用書(様式第5号。以下「借用書」という。)に、資金の貸付けを受けたもの(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第14号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第15号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに、納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかにその旨を市長に氏名等変更届(様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第5章 補則

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年5月1日から施行する。

(経過措置)

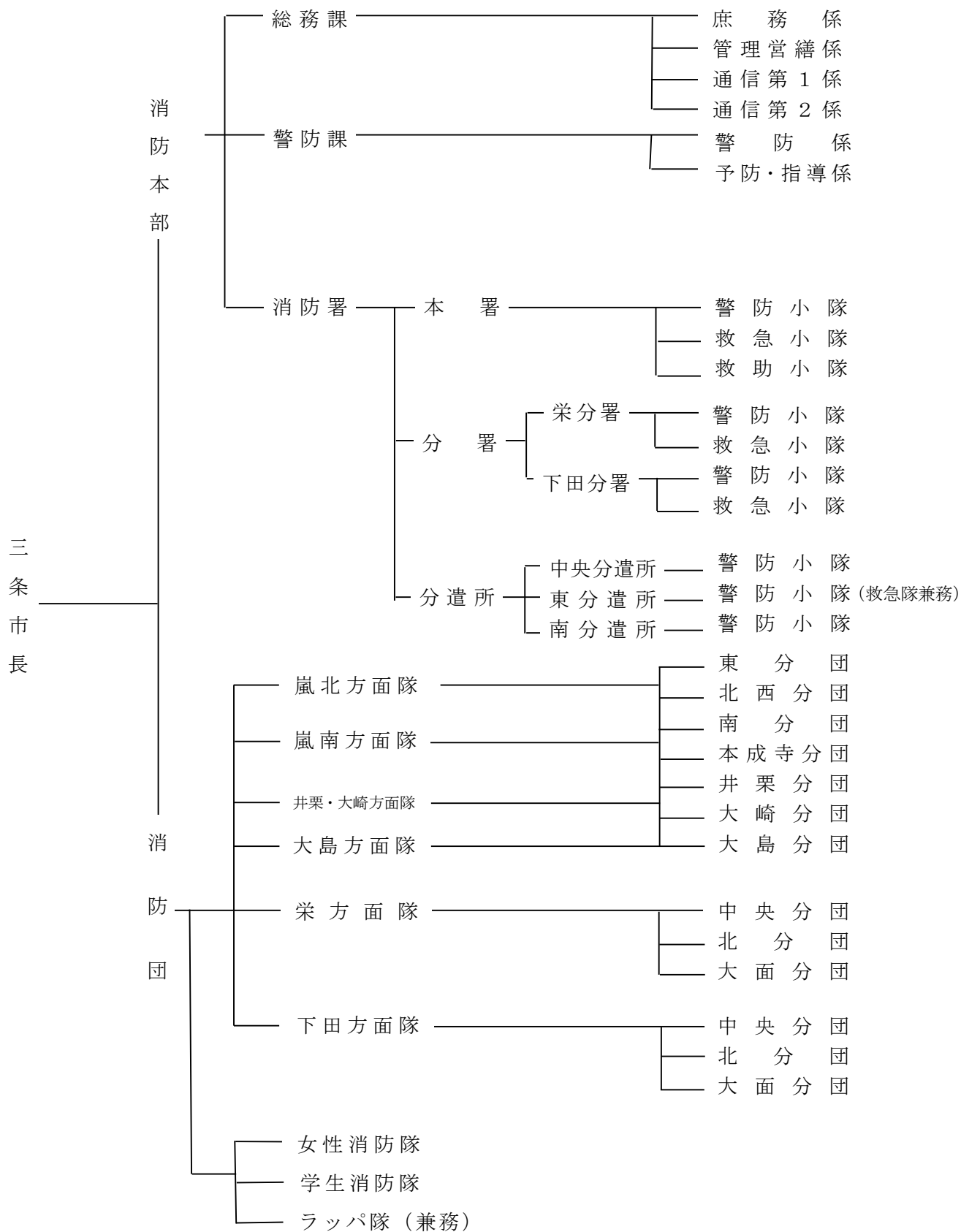
- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の三条市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和50年三条市規則第17号)、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和49年栄町規則第13号)又は下田村災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和49年下田村規則第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(令和元年9月規則第6号)

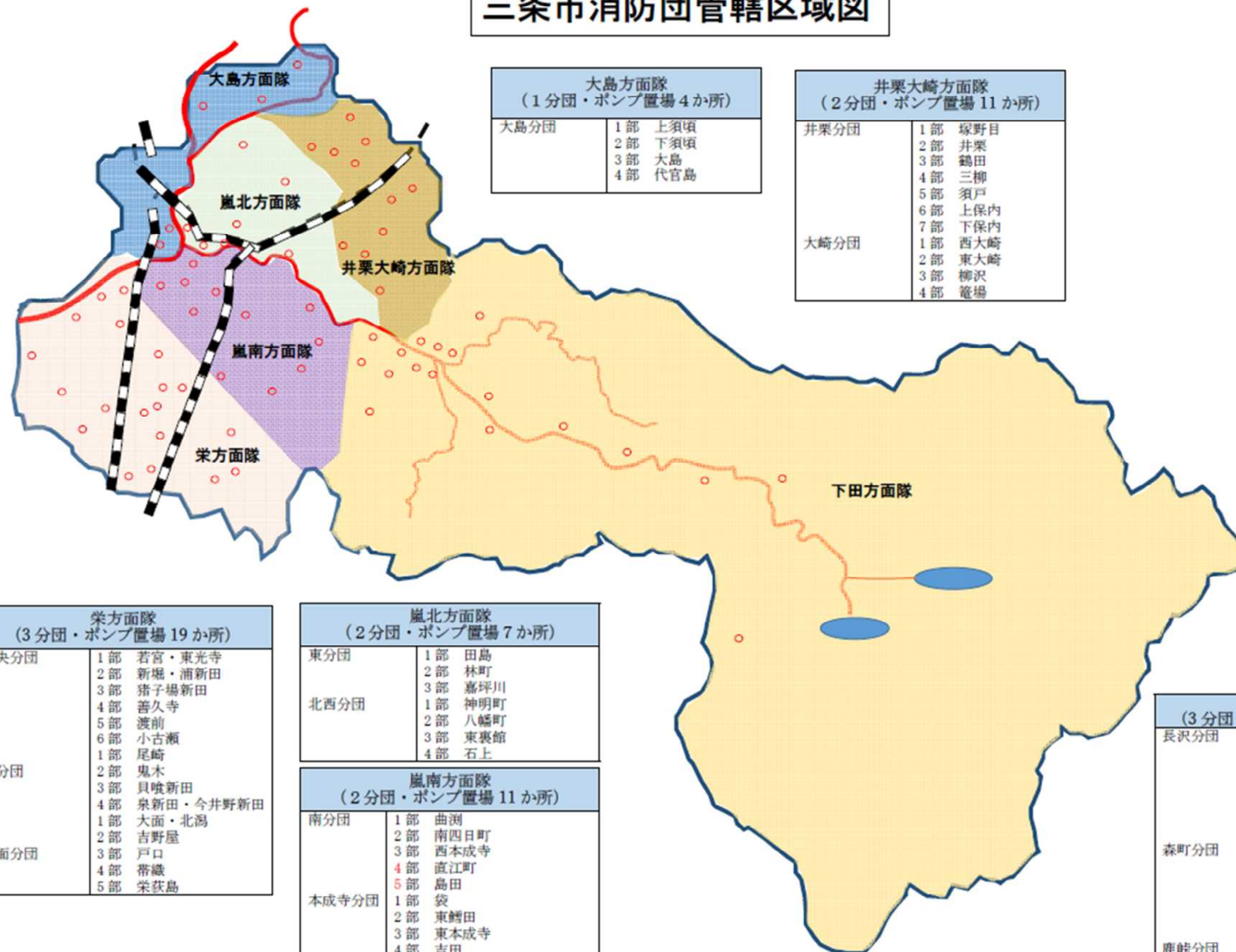
この規則は、公布の日から施行する。

消防機関の組織・体制

(令和5年4月1日現在)



三条市消防団管轄区域図



大島方面隊 (1分団・ポンプ置場4か所)	
大島分団	1部 上須頃 2部 下須頃 3部 大島 4部 代官島

井栗大崎方面隊 (2分団・ポンプ置場11か所)	
井栗分団	1部 塚野目 2部 井栗 3部 鶴田 4部 三柳 5部 須戸 6部 上保内 7部 下保内
大崎分団	1部 西大崎 2部 東大崎 3部 柳沢 4部 竜場

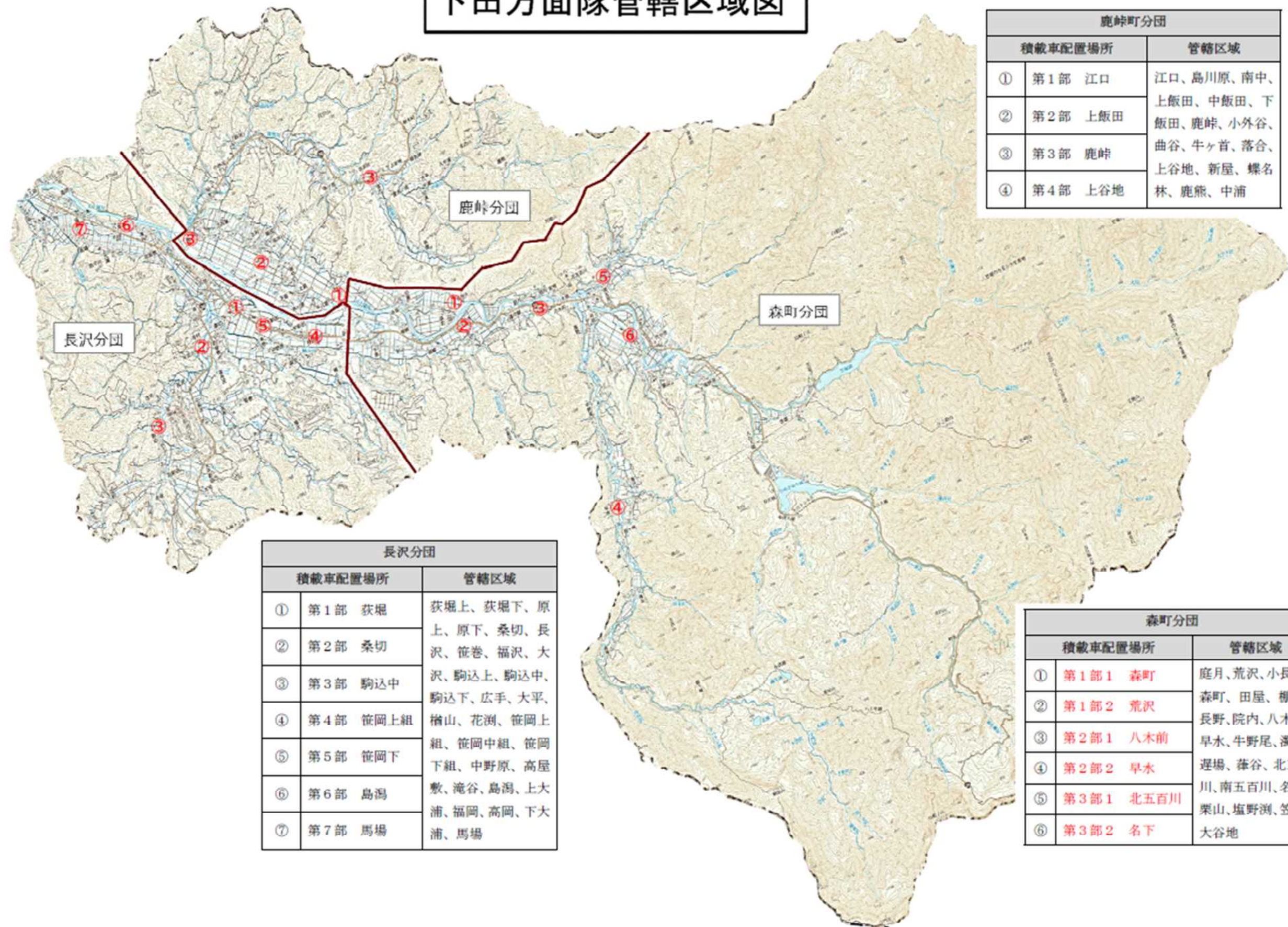
栄方面隊 (3分団・ポンプ置場19か所)	
中央分団	1部 若宮・東光寺 2部 新堀・浦新田 3部 猪子場新田 4部 善久寺 5部 渡前 6部 小古瀬
北分団	1部 尾崎 2部 鬼木 3部 貝喰新田 4部 泉新田・今井野新田
大面分団	1部 大面・北湯 2部 吉野屋 3部 戸口 4部 帯織 5部 栄萩島

嵐北方面隊 (2分団・ポンプ置場7か所)	
東分団	1部 田島 2部 林町 3部 嘉坪川
北西分団	1部 神明町 2部 八幡町 3部 東裏館 4部 石上

嵐南方面隊 (2分団・ポンプ置場11か所)	
南分団	1部 曲刈 2部 南四日町 3部 西本成寺 4部 直江町 5部 島田
本成寺分団	1部 袋 2部 東鱈田 3部 東本成寺 4部 吉田 5部 月岡3 6部 月岡2

下田方面隊 (3分団・ポンプ置場17か所)	
長沢分団	1部 萩堀 2部 桑切 3部 駒込 4部 上組 5部 下組 6部 島湯 7部 馬場
森町分団	1部 1 森町 1部 2 荒沢 2部 1 八木前 2部 2 早水 3部 1 北五百川 3部 2 名下
鹿峠分団	1部 江口 2部 上飯田 3部 鹿峠 4部 上谷地

下田方面隊管轄区域図



鹿峠町分団		
積載車配置場所		管轄区域
①	第1部 江口	江口、島川原、南中、上飯田、中飯田、下飯田、鹿峠、小外谷、曲谷、牛ヶ首、落合、上谷地、新屋、螺名林、鹿熊、中浦
②	第2部 上飯田	
③	第3部 鹿峠	
④	第4部 上谷地	

長沢分団		
積載車配置場所		管轄区域
①	第1部 荻堀	荻堀上、荻堀下、原上、原下、桑切、長沢、笹巻、福沢、大沢、駒込上、駒込中、駒込下、広手、大平、楢山、花洲、笹岡上組、笹岡中組、笹岡下組、中野原、高屋敷、滝谷、島湯、上大浦、福岡、高岡、下大浦、馬場
②	第2部 桑切	
③	第3部 駒込中	
④	第4部 笹岡上組	
⑤	第5部 笹岡下	
⑥	第6部 島湯	
⑦	第7部 馬場	

森町分団		
積載車配置場所		管轄区域
①	第1部1 森町	庭月、荒沢、小長沢、森町、田屋、棚幡、長野、院内、八木前、早水、牛野尾、濁沢、遅場、篠谷、北五百川、南五百川、名下、栗山、塩野沢、笠堀、大谷地
②	第1部2 荒沢	
③	第2部1 八木前	
④	第2部2 早水	
⑤	第3部1 北五百川	
⑥	第3部2 名下	

機 関 名	防災事務 担当部署	防 災 情 報 発受責任者	電 話 番 号	所 在 地	郵便番号
			F A X 番 号		
北陸地方整備局 信濃川下流 河川事務所	調 査 設 計 課	洪 水 予 報 係 長		新潟市中央区文京町 14-13	951-8153
〃 三条出張所	出 張 所	技 術 係 長		三条市北入蔵一丁目 4-23	955-0053
信濃川河川事務 所大河津出張所	〃	〃		燕市五千石	959-0124
新潟国道事務所 黒埼維持出張所	〃	〃		新潟市西区善久 1072	950-1102
三条労働基準 監 督 署	第 一 課	第 一 課 長		三条市塚野目二丁目 5-11	955-0055
新潟農政事務所	地 域 第 三 課	地域第三課長		燕市井土巻四丁目 97-1	959-1232
三条地域振興局 地 域 整 備 部	維 持 管 理 課	維 持 管 理 課 長		三条市興野一丁目 13-45	955-0046
笠 堀 分 室	ダ ム 管 理 課	ダム管理課長		三条市笠堀	955-0123
大 谷 ダ ム	ダ ム 管 理 課	ダム管理課長		〃	955-0123
三条地域振興局 農 業 振 興 部	農 村 計 画 課	農村計画課長		三条市興野一丁目 13-45	955-0046
三条地域振興局 健康福祉環境部	庶 務 課	庶 務 課 長		〃	955-0046
三 条 警 察 署	地 域 課	地 域 課 長		三条市旭町二丁目 12-13	955-0065
東日本電信電話(株) 新 潟 支 店	設 備 部 災 害 対 策 室	災 害 対 策 室 長		新潟市中央区 東堀通七番町 1017-1	951-8519
日 本 郵 便 (株) 三 条 支 店	総 務 課	総 務 課 長		三条市旭町二丁目 1-1	955-0065
東 北 電 力 (株) 新潟県央営業所	総務・配電課	総務・配電課長		三条市旭町一丁目 11-2	955-0065
北 陸 ガ ス (株) 長 岡 支 社	供 給 管 理 保全グループ	供給管理保全 グループ マネージャー		長岡市西神田二丁目 1-2	940-0051
栄 ガ ス 消 費 生活協同組合	工 務 課	事 務 局 長		三条市帯織 2667-1	959-1117
日 本 通 運 (株) 三 条 支 店	業 務 課	業 務 課 長		三条市猪子場新田 1072	959-1151

機 関 名	防災事務 担当部署	防 災 情 報 発受責任者	電 話 番 号	所 在 地	郵便番号
			F A X 番 号		
新潟交通 観光バス(株) 三条営業所	同 所	所 長		三条市下須頃 253-1	955-0093
越後交通(株) 三条営業所	同 所	所 長		三条市塚野目 2388-1	955-0055
新潟運輸(株) 三条支店	営 業	営 業 課 長		三条市金子新田丙 625-7	955-0814
中越運送(株) 三条ロジスティクスセンター	作 業 課	作 業 課 長		三条市柳川新田 987-1	955-0002
東 三 条 駅	同 駅	助 役		三条市東三条一丁目 20-6	955-0047
三 条 駅	同 駅	駅 長		三条市南新保 15-11	955-0862
日本赤十字社 三条市地区		参 与		三条市東本成寺 2-1	955-0823
三 条 市	行 政 課	行 政 課 長		三条市旭町二丁目 3-1	955-8686
三条土地改良区		事 務 長		三条市中新 30-60	955-0035
刈 谷 田 川 土 地 改 良 区	維持管理課	維 持 管 理 課 長		見附市上新田町 3085	954-0112
須頃郷土地改良区	庶 務 班	庶 務 主 任		燕市小高 6033	959-1241
大 島 下 郷 土 地 改 良 区	庶 務 係	事 務 長		三条市大島 622-2	955-0094
下田土地改良区		事 務 局 長		三条市荻堀 830-1	955-0151
三条商工会議所	総 務 課	事 務 局 長		三条市須頃一丁目 20	955-0092
え ち ご 中 越 農 業 協 同 組 合	なんかん地区センター	セ ン タ ー 長		三条市下保内 348 番地 1	955-0021
(社)三条市医師会		事 務 長		三条市南新保 6-43	955-0862
三 条 市 社会福祉協議会		事 務 局 長		三条市東本成寺 2-1	955-0823
三 条 市 自治会長協議会	三 条 市 地域経営課	地 域 経 営 課 長		三条市旭町二丁目 3-1	955-8686
三条市建設業協会		協 会 長		三条市石上二丁目 14-5	955-0084

(令和5年7月1日現在)

号別	選出機関	職 名	氏 名	電話番号
会長	市 長	市 長	滝 沢 亮	
1	指定地方行政機関	信濃川下流河川事務所長	内 田 剛 二	
1	〃	新潟国道事務所長	松 平 信 治	
1	〃	長岡国道事務所長	田 村 秀 誠	
1	〃	三条労働基準監督署長	釣 井 拓 矢	
2	自 衛 隊	第30普通科連隊 重迫撃砲中隊長	加 藤 誠	
3	県	三条地域振興局長	渋谷 美 浩	
3	〃	三 条 警 察 署 長	田 崎 克 則	
4	副 市 長	副 市 長	上 田 泰 成	
5	教育長及び消防	教 育 長	高 橋 誠一郎	
5	〃	消 防 長	古 関 勝 昭	
6	市 職 員	総務部長兼会計管理者	本 間 一 成	
7	指定公共機関	東日本電信電話(株)埼玉事業部 新潟支店長	徳 山 隆太郎	
7	〃	東北電力ネットワーク(株) 新潟県央電力センター所長	清 水 泰 生	
7	〃	日本通運(株)三条支店長	平 林 直 和	
7	〃	日本郵便(株)三条郵便局 窓口営業部長	堀 岡 庄 司	
7	指定地方公共機関	新潟運輸(株)三条支店長代理	丸 山 吉 男	
7	〃	中越運送(株)三条ロジスティクス センター長	齋 藤 孝 志	
7	〃	燕三条エフエム放送(株) 局 長	阿 部 まゆ子	

号別	選出機関	職 名	氏 名	電話番号
8	公共的団体等	北陸ガス㈱長岡供給センター長	田 中 聡	
8	〃	栄ガス消費生活協同組合 代 表 理 事	内 山 正 幸	
8	〃	新潟交通観光バス㈱ 潟 東 営 業 所 長	中 川 淳	
8	〃	越 後 交 通 ㈱ 三 条 営 業 所 長	安 田 司	
8	〃	三 条 商 工 会 議 所 会 頭	兼 古 耕 一	
8	〃	一般社団法人三条市医師会理事	森 宏	
8	〃	社 会 福 祉 法 人 三条市社会福祉協議副会長	藤 田 五十一	
8	〃	三条市自治会長協議会運営委員	諸 橋 亮	

〔平成18年3月23日〕
〔条 例 第 6 号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、三条市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、会長及び委員35人以内をもって組織する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

〔平成18年6月5日〕
国民保護協議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、三条市国民保護協議会条例(平成18年三条市条例第6号。以下「条例」という。)
第4条の規定に基づき、三条市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の議事その他運営に関し必
要な事項を定めるものとする。

(会議の招集等)

第2条 協議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

2 協議会の会議の招集通知には、会議の日時、場所及び付議すべき事項を記載するものとする。

3 会長は、必要と認めるときは、協議会の会議に専門委員その他適当と認める者の出席を求め、その
説明又は意見を徴することができる。

(会議の公開)

第3条 協議会の会議は、公開するものとする。ただし、必要があるときは、会長が協議会に諮って、
公開しないことができる。

(会議の記録)

第4条 協議会の会議の状況は、その概要を記録し、保存しなければならない。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、総務部行政課において処理する。

(公印)

第6条 会長の公印は、別記のとおりとする。

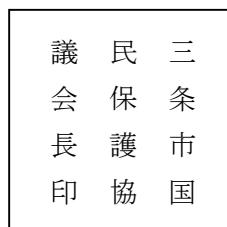
(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項はその都度会長が定める。

附 則

この規程は、平成18年6月5日から施行する。

別記(第6条関係)



備考

1 字体は、適宜とする。

2 寸法は、21方ミリメートルとする。

1-16 三条市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

〔平成18年3月23日〕
〔条 例 第 5 号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条(法第183条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、三条市国民保護対策本部(以下「対策本部」という。)及び三条市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 三条市国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部の本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に、前3項に規定する者のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(班)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 班に班長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、三条市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

三条市は、母なる大河信濃川と清流五十嵐川など、悠久の大河にはぐくまれ、農業や地場産業を発展させてきました。

私たちは、世界と我が国の永遠の平和を希求しつつ、市民一人一人の人間性を尊重し、健康で文化的な生活ができる、だれもが住みたくなるまちづくりをしたいと願っています。

しかし、平和を脅かしている核兵器の廃絶と地球環境の保全なくしてその実現は不可能です。

私たちは、平和を愛し、希求する世界の人々とともに、未来を託す子供たちのために、真の恒久平和を実現することを誓い、ここに三条市を「非核平和都市」とすることを宣言します。

平成18年 6 月30日

新潟県三条市

1-18 三条市災害時要援護者名簿情報の提供に関する条例

〔令和5年3月23日〕
〔条 例 第 2 号〕

（趣旨）

第1条 この条例は、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって災害時要援護者の生命又は身体を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）の規定に基づく避難支援等関係者に対する名簿情報の提供等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）災害時要援護者 法第49条の10第1項に規定する自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
- （2）避難支援等 災害時要援護者について避難の支援、安否の確認その他の災害時要援護者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- （3）名簿情報 法第49条の11第1項に規定する名簿情報をいう。
- （4）避難支援等関係者 法第49条の11第2項に規定する避難支援等関係者をいう。

（名簿情報の提供）

第3条 市長は、法第49条の11第2項の規定による避難支援等関係者への名簿情報の提供に際し、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意を得ることを要しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める方法により本人が名簿情報の提供に不同意の意思を明示したときは、当該本人に係る名簿情報を提供することができないものとする。

（名簿情報の漏えいの防止のための措置）

第4条 名簿情報の提供を受けた者（次条において「名簿情報被提供者」という。）は、当該提供を受けた名簿情報の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

（利用の制限）

第5条 名簿情報被提供者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報を利用してはならない。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

1-19 三条市災害時要援護者名簿情報の提供に関する条例施行規則

〔令和5年3月23日〕
規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、三条市災害時要援護者名簿情報の提供に関する条例(令和5年三条市条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害時要援護者名簿 避難支援等を実施するための基礎とする名簿をいう。
- (2) 要介護者 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項の規定により要介護認定を受けている者であつて、当該要介護認定に係る要介護状態区分(同法第7条第1項に規定する要介護状態区分をいう。)が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第1項第3号に規定する要介護3、同項第4号に規定する要介護4又は同項第5号に規定する要介護5であるものをいう。
- (3) 身体障がい者 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であつて、障がいの種類及び等級が別表に掲げるいずれかに該当するものをいう。
- (4) 知的障がい者 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づき療育手帳の交付を受けている者であつて、その障害の程度がAであるものをいう。
- (5) 精神障がい者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であつて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級が1級又は2級であるものをいう。
- (6) 避難要支援者 次のいずれにも該当し、生活の基盤が自宅にある市民であつて、市長が適当と認めるものをいう。
 - ア 要介護者、身体障がい者又は知的障がい者である者
 - イ 全ての世帯員が要介護者、身体障がい者、知的障がい者又は65歳以上の者である世帯に属する者
- (7) 情報伝達要支援者 次のいずれかに該当し、生活の基盤が自宅にある市民であつて、市長が適当と認めるものをいう。(全ての世帯員が避難要支援者に該当しない世帯に属する者に限る。
 - ア 要介護者、身体障がい者又は知的障がい者である者
 - イ 全ての世帯員が精神障がい者である世帯に属する者

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(災害時要援護者の範囲等)

第3条 災害時要援護者名簿に記載する災害時要援護者は、避難要支援者及び情報伝達要支援者とする。

2 前項の規定にかかわらず、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要すると市長が認める者を災害時要援護者名簿に記載することができる。

(名簿の情報提供に係る不同意の申出等)

第4条 市長は、新たに災害時要援護者を災害時要援護者名簿に記載するときは、その旨を本人に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により通知を行う際に、災害時要援護者に対し、名簿情報の提供に不同意の意

思を申し出る機会を与えなければならない。

3 条例第3条第2項に規定する規則で定める方法は、災害時要援護者又はその代理人が、災害時要援護者名簿情報提供不同意申出書（別記様式）を市長に提出する方法とする。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

障がいの種類			等級
視覚障がい			1級又は2級
聴覚障がい			2級
肢体不自由	上肢		1級又は2級の1若しくは2
	下肢		1級又は2級
	体幹		1級又は2級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病	上肢機能	1級又は2級
	変による運動機能障がい	移動機能	1級又は2級
呼吸器機能障がい			1級
ぼうこう又は直腸の機能障がい			1級
小腸機能障がい			1級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい			1級又は2級
肝臓機能障がい			1級又は2級

別記様式（第4条関係）

別記様式（第4条関係）

災害時要援護者名簿情報提供不同意申出書

（宛先）三条市長

私は、私の名簿情報を避難支援等関係者へ提供することに同意しませんので申し出ます。

年 月 日

【災害時要援護者】

住所

ふりがな

氏名

電話番号

【代理人による申出の場合】

ふりがな
代理人氏名

電話番号

（本人との続柄： ）

2 水防に関する資料

第1章 総 則

1-1 目 的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、新潟県知事から指定された指定水防管理団体たる三条市が、同法第33条第1項の規定に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、三条市の地域にかかる河川、湖沼の洪水等の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

1-2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

（1）水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

（2）指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

（3）水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

（4）消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

（5）消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

（6）水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

（7）量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

（8）水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

（9）洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は

相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 7 項、法第 16 条）。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第 13 条）。

(12) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(13) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(14) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であつて、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(15) 避難判断水位

市町村長の避難準備・高齢者等避難開始発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(16) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される特別警戒水位に相当する。

(17) 洪水特別警戒水位

法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒する水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(18) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(19) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

1－3 水防の責任

水防管理団体は管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第 3 条。）具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 水防団の設置（法第 5 条）
- (2) 水防団員等の公務災害補償（法第 6 条の 2）
- (3) 平常時における河川等の巡視（法第 9 条）
- (4) 水位の通報（法第 12 条第 1 項）
- (5) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 15 条）
- (6) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
- (7) 警戒区域の設定（法第 21 条）
- (8) 警察官の援助の要求（法第 22 条）
- (9) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
- (10) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
- (11) 公用負担（法第 28 条）
- (12) 避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- (13) 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- (14) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項及び第 3 項）
- (15) 水防協議会の設置（法第 34 条）
- (16) 水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
- (17) 水防協力団体に対する監督等（法第 39 条）
- (18) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- (19) 水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- (20) 消防事務との調整（法第 50 条）

1－4 水防計画の作成及び変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、三条市防災会議に諮るとともに、新潟県知事に届け出るものとする。

また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

1-5 安全配慮

水防活動は、水防団自身の安全確保のために、以下の点に留意して実施するものとする。

また、避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- (5) 水防活動は原則として複数人で行う。
- (6) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (7) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (8) 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- (9) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- (10) 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

2-1 市の水防組織

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、市は三条市水害対応マニュアル（以下、「水害対応マニュアル」という）に基づき水防事務を処理する。

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等にして水防上特に注意を要する箇所である。なお、市内を流れる直轄河川及び県管理河川における重要水防箇所は、資料3のとおりである。

第4章 予報及び警報

4-1 気象庁が行う予報及び警報

4-1-1 気象台が発表又は伝達する注意報及び警報

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

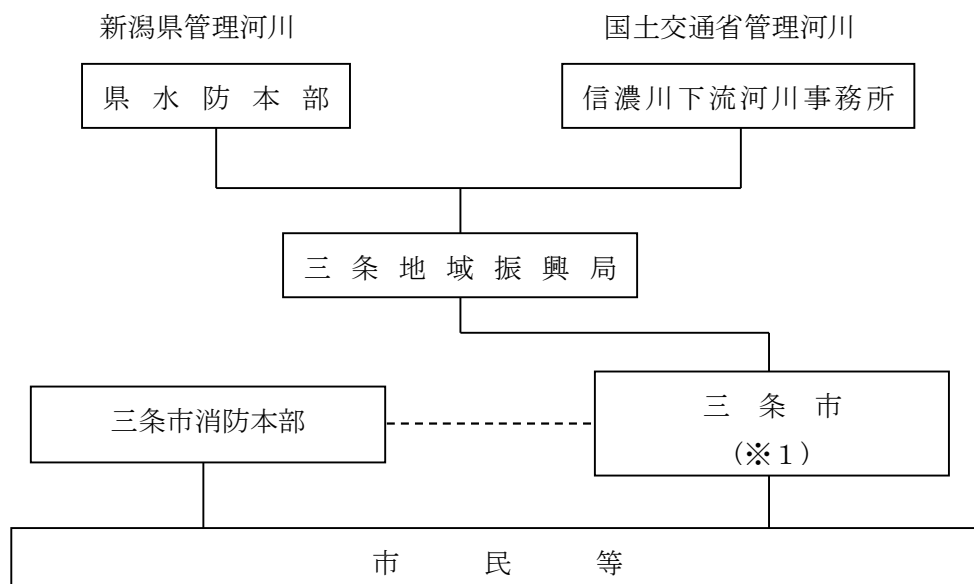
水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

4-1-2 警報等の伝達経路及び手段

法第10条第1項の規定による気象状況の連絡は、次の系統により行う。



※1 水害対応マニュアルに基づく第1次配備の場合は、行政課。
災害警戒本部、災害対策本部が設置されたときは、本部。

4-2 洪水予報河川における洪水予報

洪水予報として発表される情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき

4-3 水位周知河川における水位到達情報

避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、河川管理者から市長に通知される水位到達情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

4-4 水防警報

4-4-1 洪水の河川に関する水防警報

(1) 種類及び発令基準

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
準 備	雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認められるとき
出 動	雨量、水位、流量その他河川状況等により水位がはん濫注意水位を超えるおそれがあり又は、はん濫注意水位を超え、なお増水が予想されるとき
状 況	適宜、河川状況により必要と認められるとき
解 除	水位がはん濫注意水位以下に復帰したとき。ただし、はん濫注意水位以上であつても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

4-4-2 津波に関する水防警報

(1) 種類及び発表基準

種 類	発表基準
情報収集	日本近海において大規模な地震が発生し、津波到来のおそれが否定できないとき
出 動	津波警報等が発表され水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全作業が行える（時間的な猶予がある）状態のとき
解 除	1) 津波警報等が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

4-4-3 水防警報を行う河川及び発表者

河 川 名	区 域	発 表 者
信濃川下流	左岸 燕市大川津字辰新野手川欠跡 1062 番の 6 から海まで 右岸 長岡市中条新田字丸山 1546 番の 2	信濃川下流河川 事 務 所 長
五十嵐川	左岸 三条市大谷 から信濃川合流点まで 右岸 〃	三条地域振興局長
中ノ口川	左岸 燕市道金字中曽根 1071 番地先 から信濃川合流点まで 右岸 燕市道金字榎島 2915 番の 5 地先	新潟地域振興局長
刈谷田川	左岸 長岡市栃堀 から信濃川合流点まで 右岸 〃	長岡地域振興局長

第5章 水位等の観測、通報及び公表

5-1 水位の観測、通報及び公表

(1) 水位観測所

水防警報計画の対象とする水位観測所は、以下のとおりである。

河川名	観測所	位置	水防団 待機水位 [通報水位] (m)	氾濫 注意水位 [警戒水位] (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 [特別警戒水位] (m)	摘要
信濃川 (下流)	尾崎	三条市 尾崎	8.20	8.70	9.90	10.90	テレメーター
〃	荒町	三条市 荒町二丁目	8.00	8.50			テレメーター
五十嵐川	荒沢	三条市 荒沢	61.90	62.20	62.70	63.66	テレメーター 0256- 33-8884
〃	滝谷	三条市 滝谷	24.60	24.90	25.00	25.80	テレメーター 0256- 33-8884
中ノ口川	道金	燕市 道金	7.50	7.80	8.10	8.40	テレメーター 0256- 72-8911
刈谷田川	栃尾	長岡市 巻洲	49.22	49.72	50.88	51.90	テレメーター 0258- 33-1743
〃	大堰	見附市 上新田町	16.72	18.11	19.11	20.00	テレメーター 0258- 33-1743

(2) その他三条市が設置した水位観測所

河川名	観測所	位置	摘要
五十嵐川	御蔵橋	三条市本町四丁目	休止中

5-2 雨量の観測及び通報

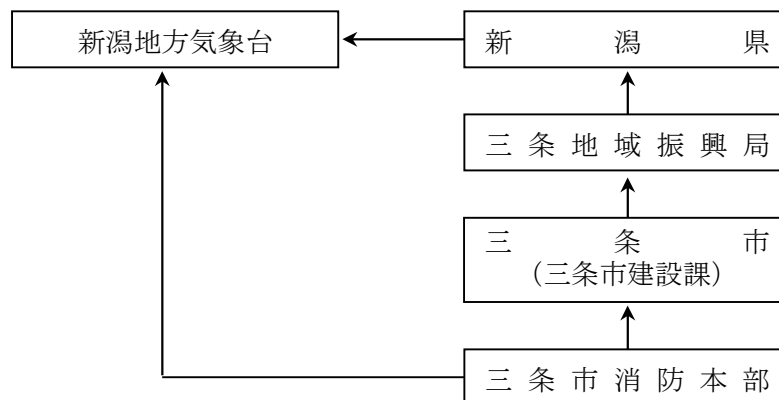
5-2-1 雨量の通報

雨又は洪水に関する注意報等が発表されたときは、消防本部において観測している観測データの報告を受けながら常に降雨状況の把握に努めるとともに、次に掲げる場合においては、その状況を三条地域振興局に通報するものとする。

(1) 県より要請があるとき。

5-2-2 雨量の連絡系統

降雨量の連絡は、次の系統により行う。



第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

(1) 気象情報

気象庁

<http://www.jma.go.jp/>

(2) 雨量・河川水位・ダムの状況

新潟県河川防災情報システム

<http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/kasen/index.html/>

国土交通省 川の防災情報

【PC 版】 <http://www.river.go.jp/>

【スマートフォン版】 <http://river.go.jp/s/>

【携帯版】 <http://i.river.go.jp/>

第9章 水防活動

9-1 水防配備

9-1-1 市の非常配備

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水、又は津波のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。なお、配備基準は、水害対応マニュアルによるものとする。

また、水防管理者が管下の職員及び消防団を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- (1) 水防管理者が自らの判断により必要と認めた場合
- (2) 水防警報指定河川にあっては、水防警報が発せられた場合
- (3) 緊急にその必要があるとして知事からの指示があった場合

9-1-2 消防団の非常配備

- (1) 消防団の管轄地域等

各消防団の管轄地域、連絡先は、資料2のとおりである。

- (2) 消防団の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。

第1段階 準備 水防に関する情報連絡、水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備、水防機関に出動の準備を通知するもの。

第2段階 出動 水防機関が出動する必要がある旨通知するもの。

第3段階 状況 洪水の状況等、水防活動上必要な情報を明示するとともに、越水、漏水、法崩れ、亀裂、その他河川状況により特に警戒する事項を通知するもの。

第4段階 解除 水防活動の終了を通知するもの。

準 備	雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認められるとき。
出 動	雨量、水位、流量その他河川状況等により水位がはん濫注意水位を超えるおそれがあり又は、はん濫注意水位を超え、なお増水が予想されるとき。
状 況	適宜、河川状況により必要と認められるとき。
解 除	水位がはん濫注意水位以下に復帰したとき。ただし、はん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

9-2 巡視及び警戒

9-2-1 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第 11 章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

9-2-2 出水時

(1) 洪水

水防管理者等は、市に非常配備体制が指令されたときは、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、資料 3 に定める重要水防箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、河川等の管理者に連絡するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、9-6 に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ① 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ② 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

9-3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。その際、水防団員は自身の安全を確認できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

9-4 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

9-5 避難のための立退き

- (1) 洪水、又は津波により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、三条警察署長にその旨を通知するものとする。
- (2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を三条地域整備部長に速やかに報告するものとする。
- (3) 水防管理者は、三条警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

９－６ 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

９－６－１ 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

９－６－２ 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

９－７ 水防配備の解除

９－７－１ 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波のおそれなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

９－７－２ 水防団及び消防団の非常配備の解除

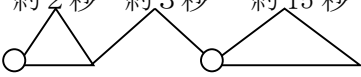
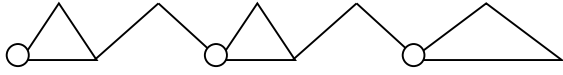
水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第 10 章 水防信号、水防警報等

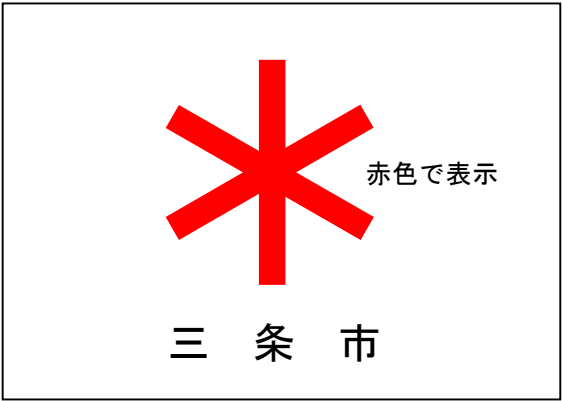
10-1 水防信号

水防信号は、新潟県水防標識等に関する規則（昭和 24 年新潟県規則第 54 号）の規定に基づき、次の表により行うものとする。

種 別	打 鍾 信 号	余韻防止付サイレン信号
出動信号	○ - ○ - ○ - ○ ○ - ○ - ○ - ○ (4 点)	約 2 秒 約 3 秒 約 15 秒 
応援信号	○ - ○ ○ - ○ - ○ ○ - ○ ○ - ○ - ○ (2 点と 3 点との班打)	約 2 秒 約 3 秒 約 2 秒 約 3 秒 約 15 秒 

10-2 水防標識

法第 18 条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。



縦
約六十センチメートル

横 約九十センチメートル

10-3 身分証票

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

表面

身 分 証 票			
住 所			
氏 名			
職 名			
上記の者は、水防法第49条第1項の規定により、他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。			
令和	年	月	日
三条市長		〇〇	〇〇 印

裏面

(1) 本証は水防法第49条第2項による立入証である。
(2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
(3) 記名以外の者の使用を禁ずる。
(4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

第11章 協力及び応援

11-1 河川管理者の協力

河川管理者北陸地方整備局長及び新潟県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知

- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

1 1 - 2 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、三条警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

その方法等については、あらかじめ三条警察署長と協議しておくものとする。

1 1 - 3 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第 68 条の 2 に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

1 1 - 4 国（河川事務所、地方气象台等）との連携

(1) 水防連絡会

市は、県や国土交通省河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水又は津波予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川情報について情報収集を行う。

(2) ホットライン

市は、河川の水位状況については国土交通省河川事務所とのホットラインにより、また気象状況については地方气象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

1 1 - 5 企業（地元建設業等）との連携

市は、出水時の水防活動に際し、資器材の提供等に関して三条市建設業協会と協定を締結している。

1 1 - 6 住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第 12 章 費用負担と公用負担

12-1 費用負担

本市の水防に要する費用は、法第 41 条により本市が負担するものとする。

ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。

- (1) 法第 23 条の規定による応援のための費用
- (2) 法第 42 条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

12-2 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

第 13 章 水防報告等

13-1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 水防法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

13-2 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を様式 14-1, 14-2 に示す様式により、水防活

動実施後 2 日以内に三条地域振興局へ報告するものとする。また、水防活動に従事した関係者にあつては速やかに水防管理者に報告しなければならない。

第 1 4 章 水防訓練

市は、毎年出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

第 1 5 章 水防協力団体

1 5－1 水防協力団体の指定

水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

1 5－2 水防協力団体の業務

水防協力団体は、下記に規定する業務を行うものとする。

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

1 5－3 水防協力団体の水防団等との連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。

また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

地 区		三 条 地 区												
資 機 材 名		総 数	本 部	箆 場	中 新	三 竹	如法寺	諏 訪	曲 渕	新 保	上保内	みずほ	井 栗	荻 島
杭 木 類 合 計		1,637	342	79	255	117	42	310	140	78	14	50	40	70
金杭 1.5m	内訳	330	300	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0
杉杭 0.9m		149	0	26	60	0	0	0	0	63	0	0	0	0
杉杭 1.8m		767	42	53	195	76	42	90	80	15	14	50	40	70
杉杭 2.7m		370	0	0	0	10	0	200	160	0	0	0	0	0
杉杭 3.6m		21	0	0	0	1	0	20	0	0	0	0	0	0
杉杭 4.5m		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉄線 (10本線) kg		2,635	1,500	75	70	85	80	50	90	60	0	25	0	600
竹・金パイプ		137	0	0	19	45	0	9	50	0	0	0	0	14
麻 袋		1,180	0	0	0	0	1,180	0	0	0	0	0	0	0
ビニール土のう		111,500	37,500	5,000	11,500	11,500	3,000	6,500	5,000	19,500	3,000	3,000	3,000	3,000
土のう (砂入)		400	300	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0
カマス		50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50
畳		115	0	5	33	15	0	19	14	0	10	0	0	19
大判ムシロ		37	0	0	0	0	0	14	20	0	0	0	0	3
T型水防マット		26	16	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ビニールシート		1,114	248	2	16	3	10	30	293	424	10	10	15	23
荒縄 (4kg巻)		142	3	4	18	18	8	30	15	26	0	6	4	10
太綱 (10m)		128	0	0	7	60	0	31	25	0	0	0	0	5
塩ビパイプ		22	3	0	2	2	0	7	3	0	0	0	0	5
一輪車		66	15	5	5	8	5	5	5	5	3	6	2	2
剣スコップ		176	60	11	10	10	10	11	9	13	12	12	4	14
掛 矢		55	1	5	5	6	4	8	7	6	1	6	4	2
タ コ		17	0	0	3	2	0	4	3	3	0	0	0	2
ツルハシ		19	4	0	3	3	0	3	3	3	0	0	0	0
カッター		30	5	2	3	3	3	3	3	2	0	2	2	2
ペンチ		15	2	0	2	2	0	2	2	2	0	1	0	2
シ ノ		36	12	2	2	2	4	2	5	2	0	0	4	1
ノコギリ		35	7	4	2	3	2	3	3	3	0	3	2	3
ナ タ		27	1	4	3	3	0	3	3	2	0	3	2	3
3T マット		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鎌		49	8	6	5	4	3	5	3	2	0	3	5	5
ハンマー		40	3	0	4	5	0	8	5	5	0	5	0	5
オ ノ		45	1	2	6	6	2	6	6	6	0	2	2	6
脚 立		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1 トンパック		1,100	40	100	460	80	0	70	100	250	0	0	0	0

※ 分遣所 ビニール土のう配置
(中央1,000袋、東1,600袋、南800袋)

地 区		栄 地 区				下 田 地 区				
資機材名		総 数	分 署	鬼 木	鬼木新田	総 数	分 署	千代ヶ丘	下大浦	島湯
杭木類合計		2,210	40	980	1,190	168	23	50	80	15
金杭 1.5m	内訳	40	40	0	0	23	23	0	0	0
杉杭 0.9m		1,610	0	700	910	0	0	0	0	0
杉杭 1.8m		240	0	120	120	145	0	50	80	15
杉杭 2.7m		220	0	110	110	0	0	0	0	0
杉杭 3.6m		60	0	30	30	0	0	0	0	0
杉杭 4.5m		40	0	20	20	0	0	0	0	0
鉄線（10本線）kg		320	20	100	200	580	10	450	70	50
竹・金パイプ		0	0	0	0	0	0	0	0	0
麻袋		3,200	0	1,600	1,600	2,820	20	2,000	800	0
ビニール土のう		11,000	5,000	3,000	3,000	31,800	5,800	20,000	3,000	3,000
土のう（砂入）		0	0	0	0	0	0	0	0	0
カマス		300	0	150	150	0	0	0	0	0
畳		0	0	0	0	0	0	0	0	0
大判ムシロ		0	0	0	0	0	0	0	0	0
T型水防マット		0	0	0	0	0	0	0	0	0
ビニールシート		90	10	40	40	219	32	169	0	18
荒縄（4kg巻）		92	2	5	85	70	0	70	0	0
太綱（10m）		0	0	0	0	0	0	0	0	0
塩ビパイプ		0	0	0	0	1	1	0	0	0
一輪車		20	4	8	8	11	2	3	3	3
剣スコップ		108	28	40	40	36	13	17	3	3
掛 矢		17	1	6	10	35	4	20	4	7
タ コ		14	0	6	8	3	0	2	0	1
ツルハシ		1	1	0	0	8	1	0	7	0
カッター		1	1	0	0	10	1	8	1	0
ペンチ		10	0	5	5	0	0	0	0	0
シ ノ		0	0	0	0	24	1	15	3	5
ノコギリ		11	1	4	6	10	0	4	2	4
ナ タ		1	1	0	0	8	0	4	0	4
3T マット		0	0	0	0	0	0	0	0	0
鎌		17	2	7	8	3	3	0	0	0
ハンマー		2	2	0	0	1	0	0	0	1
オ ノ		13	2	6	5	1	0	0	1	0
脚 立		2	2	0	0	2	2	0	0	0
1 トンパック		300	100	100	100	890	100	780	0	10

大型土のう配布先一覧（三条市建設業者）

（令和５年４月１日現在）

地 区		業 者	配布枚数
業者保管	三条（嵐南）	堀雅組	150 枚
	三条（嵐北）	外山組	150 枚
	三条（大崎）	久保組	150 枚
	三条（山手）	イグリ	150 枚
	栄	中央建設	150 枚
	下田	吉田組	150 枚
プラント保管		嵐北産業	200 枚
		嵐北産業骨材部	200 枚
		五十嵐川砂利工業	200 枚
		長谷川興産	200 枚

水防資材調達業者一覧表

（令和５年４月１日現在）

調 達 機 材	業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
杭木及び材木	相 信 木 材 (株)	由利 1－9	日中
			夜間
クラッシャーラン等	五十嵐川砂利工業	荻堀 1 3 6 5－3 4	日中
			夜間
〃	嵐 北 産 業	上大浦 9 6 5	日中
			夜間
ビニール土のう ブルーシート等	ミ ヤ ジ マ	柳川新田 9 6 5	日中
			夜間
竹	竹 勇 商 店	上須頃 2 5 0	日中
			夜間

消防団の管轄地域

資料 2

(1) 嵐北方面隊

嵐北方面隊長 高野 孝雄 電話番号 34 - 5267

令和5年4月1日現在

消 防 団				管 轄 地 域 及 び 対 象 河 川 等					水防倉庫 の数	
分 団 名	責 任 者 (電 話 番 号)	部 数	人 員	管 轄 地 域			河 川 名 等	説 明		
				行 政 区 名		計				
東 分 団	小 林 定 良 ()	3	51	田島1・2丁目、東三条1・2丁目、北中、一ノ門1・2丁目、林町1・2丁目、仲之町、興野1〜3丁目、新光町、嘉坪川1・2丁目			16	五 十 嵐 川 市 街 地 そ の 他	右 岸 低 地 小 河 川	0
北 西 分 団	小 林 和 幸 ()	4	66	居島、本町1〜6丁目、元町、八幡町、横町1・2丁目、神明町、旭町1・2丁目、東裏館1〜3丁目、西裏館1〜3丁目、荒町1・2丁目 石上1〜3丁目、栗林			26	信 濃 川 五 十 嵐 川 市 街 地 そ の 他	右 岸 左 岸 低 地 小 河 川	1

(2) 嵐南方面隊

嵐南方面隊長 内山 元雄 電話番号 32 - 2029

令和5年4月1日現在

消 防 団				管 轄 地 域 及 び 対 象 河 川 等					水防倉庫 の数
分 団 名	責 任 者 (電 話 番 号)	部 数	人 員	管 轄 地 域		河 川 名 等	説 明		
				行 政 区 名	計				
南 分 団	深 澤 和 之 ()	5	54	北新保1・2丁目、南新保、東新保、曲渕1～3丁目、北四日町、西四日町1～4丁目、四日町、南四日町1～4丁目、西本成寺1・2丁目、桜木町、直江町1～4丁目、条南町、島田1～3丁目、大野畑、由利、土場		30	信濃川 五十嵐川 市街地の その他	右岸 左岸 低地 小河川	2
本成寺分団	佐 藤 直 樹 ()	6	103	月岡1～4丁目、諏訪1～3丁目、如法寺、吉田、長嶺、袋、南入蔵、入蔵新田、金子、西鱈田、西中、五明、東本成寺、下新田、東鱈田、東鱈田2丁目、片口、新保、枝郷、緑ヶ丘		26	五十嵐川 月岡～長嶺 その他	左岸 山地 小河川	2

(3) 井栗大崎方面隊

井栗大崎方面隊長 安中 基裕 電話番号 090-9007-4585

令和5年4月1日現在

消 防 団				管 轄 地 域 及 び 対 象 河 川 等					水防倉庫 の数
分 団 名	責 任 者 (電 話 番 号)	部 数	人 員	管 轄 地 域		河 川 名 等	説 明		
				行 政 区 名				計	
大 崎 分 団	土 田 悦 久 ()	4	65	西大崎1～3丁目、三竹1～3丁目、中新、下坂井、麻布、東大崎1・2丁目、松ノ木町、柳沢、上野原、竈場、北入蔵1～3丁目		18	五 十 嵐 川 下保内～竈場 そ の 他	右 岸 山 地 小 河 川	3
井 栗 分 団	高 野 正 樹 ()	7	94	塚野目1～6丁目、井栗1～3丁目、みずほ、柳川、三貫地、鶴田1～4丁目、須戸、柳場、白山、西潟、三柳、牛ヶ島、北野、上保内、下保内		25	信 濃 川 五 十 嵐 川 そ の 他	右 岸 右 岸 小 河 川	3

(4) 大島方面隊

大島方面隊長 長谷川 智明 電話番号 32-5459

令和5年4月1日現在

消 防 団				管 轄 地 域 及 び 対 象 河 川 等					水防 倉庫 の数	
分 団 名	責 任 者 (電 話 番 号)	部 数	人 員	管 轄 地 域			河 川 名 等	説 明		
				行 政 区 名						計
大 島 分 団	田 卷 博 和 ()	4	56	上須頃、下須頃、須頃1～3丁目、大島、代官島、荻島、井戸場			9	信 濃 川 中 之 口 川	左 岸 右 岸	1

(4) 栄方面隊

栄方面隊長 佐藤 義則 電話番号 45 - 4369、栄副方面隊長 村山 喜隆 電話番号 45 - 2228

令和5年4月1日現在

消 防 団				管 轄 地 域 及 び 対 象 河 川 等					水防倉庫 の数
分 団 名	責 任 者 (電 話 番 号)	部 数	人 員	管 轄 地 域		河 川 名 等	説 明		
				行 政 区 名				計	
中央分団	岡 村 一 弘 ()	6	89	福島新田甲、若宮新田、東光寺、新堀、猪子場新田、一ッ屋敷新田、浦新田、美里、善久寺、芹山、渡前、中曽根新田、小古瀬、中島、千把野新田		15	稗 田 川 大 面 川 貝 喰 川		1
大面分団	平 岡 優 智 ()	5	76	吉野屋、蔵内、茅原、戸口、安代、大面、北潟、矢田、高安寺、小滝、帯織、山王、栄荻島、前谷内、岩渕		15	稗 田 川 大 面 川		0
北 分 団	鈴 木 勝 利 ()	4	71	貝喰新田、今井、今井野新田、泉新田、福島新田丙、岡野新田、尾崎、鬼木、鬼木新田		9	信 濃 川 貝 喰 川 中 之 島 川 刈 谷 田 川	右 岸 右 岸	2

(5) 下田方面隊

下田方面隊長 山井 雅教 電話番号 46 - 2914、下田副方面隊長 近 藤 博 電話番号 46 - 3313

令和5年4月1日現在

消 防 団				管 轄 地 域 及 び 対 象 河 川 等					水防倉庫 の数
分 団 名	責 任 者 (電 話 番 号)	部 数	人 員	管 轄 地 域		河 川 名 等	説 明		
				行 政 区 名	計				
長沢分団	石 月 貴 大 ()	7	89	檜山、花渕、上組、中組、下組、中野原、荻堀上、荻堀下、高屋敷、滝谷、島潟、上大浦、福岡、高岡、下大浦、馬場、原上、原下、桑切、長沢、大沢、福沢、笹巻、駒込上、駒込中、駒込下、広手、大平		28	五 十 嵐 川 檜 山 川 大 平 川 大 沢 川	左 岸	4
森町分団	飯 塚 隆 ()	3	68	森町、田屋、棚鱗、荒沢、小長沢、庭月、八木前、院内、長野、牛野尾、早水、濁沢、葎谷、遅場、北五百川、南五百川、名下、栗山、塩野渕、大谷地、笠堀		21	守 門 川 五 十 嵐 川 駒 出 川		0
鹿峠分団	渡 邊 貴 行 ()	4	56	江口、島川原、南中、上飯田、中飯田、下飯田、鹿峠、小外谷、曲谷、牛ヶ首、落合、上谷地、蝶名林、中浦、新屋、鹿熊		16	五 十 嵐 川 鹿 熊 川	右 岸	0

河川関係重要水防箇所

(中ノ口川・五十嵐川・島田川・新通川・大平川・守門川・布施谷川・貝喰川)

水系 番号	水系名	河川 番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される 危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
一級河川														
35	信濃川	42	布施谷川	①	三条		柳場新田 上保内	越水			右 3,740		越水	積み土のう工
									左 3,740					
				②	三条		上保内	越水		右 920			越水	積み土のう工
								(小計)		左 920				
										(2) 1,840	(2) 7,480	(0) 0		
		45	五十嵐川	①	三条		飯田 島川原	堤体漏水		右 800			欠壊	木流し工
								(小計)		(1) 800		(0) 0		
		46	島田川	① ②	三条		由利 西四日町	越水			右 2,290		越水	積み土のう工
										左 2,290				
		46	島田川					(小計)			(2) 4,580			
		47	新通川	① ②	三条		北四日町 南新保	越水			右 1,480		越水	積み土のう工
										左 1,480				
								(小計)			(2) 2,960			
		49	大平川	① ②	三条		高屋敷	越水			右 650		越水	積み土のう工
										左 650				
				③ ④	三条		長沢 駒込上	越水			右 2,200		越水	積み土のう工
										左 2,200				
								(小計)			(4) 5,700			
		57	守門川	①	三条		濁沢	越水			右 300		越水	積み土のう工
								(小計)			(1) 300			
		64	中ノ口川	①	三条		上須頃	水衝 洗掘			右 1,870		欠壊	ブロック投入工 捨土のう工
								(小計)			(1) 1,870			

信濃川（下流）

1. 重要水防箇所及び水防上危険な構造物

修正版

(1) 重要水防箇所一覧表

河川名	番号	位 置			管理 団体	危険区域 (m)				現 況	予想される 危険	対策水防工法	備 考	管理 担当 出張所				
		左 右	郡市	町村		大 字	河口からの距離		重 点						A	B	要 注 意 区 間	
							始点	終点										
信濃川（下流）	71	左	三条		井戸場	31.5	+418	31.5	+479	三条市		155		越水(溢水)B 旧川跡、水衝B 堤体漏水B	越水、漏水 洗掘・ 法崩壊	積み土のう工 月の輪工 シート張工 築廻し工	三条	
	72	左	三条		井戸場	31.5	+479	32.0		三条市		40		越水(溢水)B 水衝B 堤体漏水B	越水、漏水 洗掘・ 法崩壊	積み土のう工 月の輪工 シート張工 築廻し工		
	73	左	三条		井戸場	32.0		32.0	+287	三条市		484		越水(溢水)B 堤体漏水B 水衝B	越水、漏水 洗掘・ 法崩壊	積み土のう工 月の輪工 シート張工 築廻し工		
	74	左	三条		井戸場	32.0	+287	32.0	+470	三条市		310		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	75	左	三条		井戸場	32.0	+470	33.5	+125	三条市		240		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
	76	左	三条		井戸場 から 荻島	33.5	+125	34.4	+45	三条市		666		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	77	左	三条		荻島	34.4	+45	34.4	+282	三条市		234		堤体漏水B	漏水	月の輪工		
	78	左	三条		荻島	34.4	+282	34.4	+314	三条市		32		堤体漏水B 旧川跡	漏水	月の輪工		
	79	左	三条		荻島	34.4	+314	34.8	+232	三条市		326		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	80	左	三条		荻島	34.8	+232	35.6	+89	三条市		689		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	81	左	三条		荻島	35.6	+89	35.6	+209	三条市		127		堤体漏水B	漏水	月の輪工		
	82	左	三条		荻島	35.6	+209	35.6	+304	三条市	100	100		堤体漏水B 水衝A	漏水 洗掘・ 法崩壊	月の輪工 シート張工 築廻し工	水衝部で護岸・ 根固め工が未 施工 重点監視区間	
	83	左	三条		荻島	35.6	+304	36.0		三条市	101	101		越水(溢水)B 堤体漏水B 水衝A	越水、漏水 洗掘・ 法崩壊	積み土のう工 月の輪工 シート張工 築廻し工	水衝部で護岸・ 根固め工が未 施工 重点監視区間	
	84	左	三条		荻島 から 大島	36.0		37.2	+142	三条市		1,415		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工	三条	
	85	左	三条		大島	37.2	+142	37.2	+242	三条市	104	104		越水(溢水)B 堤体漏水B 水衝A	越水、漏水 洗掘・ 法崩壊	積み土のう工 月の輪工 シート張工 築廻し工		水衝部で護岸・ 根固め工が未 施工 重点監視区間
	86	左	三条		大島	37.2	+242	38.0	+100	三条市		748		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	87	左	三条		大島	38.0	+100	38.0	+153	三条市	57	57		越水(溢水)B 堤体漏水B 水衝A	越水、漏水 洗掘・ 法崩壊	積み土のう工 月の輪工 シート張工 築廻し工	水衝部で護岸・ 根固め工が未 施工 重点監視区間	
	88	左	三条		大島	38.0	+153	38.0	+235	三条市		90		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	89	左	三条		大島	38.0	+235	38.4	+138	三条市		308		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
	90	左	三条		大島	38.4	+138	38.4	+279	三条市		130		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	91	左	三条		大島	38.4	+279	39.2		三条市		491		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
	92	左	三条		大島 から 下須頃	39.2		39.2	+276	三条市		275		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	93	左	三条		下須頃	39.2	+276	39.2	+326	三条市	48	48		越水(溢水)B 堤体漏水B 水衝A	越水、漏水 洗掘・ 法崩壊	積み土のう工 月の輪工 シート張工 築廻し工	水衝部で護岸・ 根固め工が未 施工 重点監視区間	
	94	左	三条		下須頃	39.2	+326	39.6	+208	三条市		313		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		

95	左	三条		下須頃	39.6 +208	39.6 +222	三条市			16		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 欠壊 漏水	積み土のう工 捨て土のう工 月の輪工	堤防断面不足	三条
96	左	三条		下須頃	39.6 +222	39.6 +292	三条市			81		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
97	左	三条		下須頃	39.6 +292	40.0 +173	三条市			343		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
98	左	三条		下須頃 から 上須頃	40.0 +173	40.4 +161	三条市			424		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
99	左	三条		上須頃	40.4 +161	40.4 +185	三条市			20		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
100	左	三条		上須頃	40.4 +185	40.4 +221	三条市			31		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
101	左	三条		上須頃	40.4 +221	40.8 +35	三条市			179		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
102	左	三条		上須頃	40.8 +38	40.8 +104	三条市	48	48			越水(溢水)A 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
103	左	三条		上須頃	40.8 +104	40.8 +124	三条市	15	15			越水(溢水)A 堤体漏水B	越水 欠壊 漏水	積み土のう工 捨て土のう工 月の輪工	瑞雲橋左岸 覚書締結箇所 HWL堤	
104	左	三条		上須頃	40.8 +124	40.8 +150	三条市			19		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
105	左	三条		上須頃	40.8 +150	41.2 +243	三条市			315		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
106	左	三条		上須頃	41.6 +157	41.6 +230	三条市			69		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
107	左	三条		上須頃	41.6 +230	41.6 +296	三条市			62		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 欠壊	積み土のう工 捨て土のう工	HWL堤 堤防断面不足	
108	左	三条		上須頃	41.6 +296	42.0	三条市			98		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		三条
109	左	三条		上須頃	42.0	42.0 +200	三条市			201		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
令和5年度 小計										箇所数	7	7	32	0		
										延長	473	473	8,931	0		

令和5年度版 (R5. 2. 27時点)

河川名	番号	位 置					管理 団体	危険区域 (m)				現 況	予想される 危険	対策水防工法	備 考	管理 担当 出張所	
		左 右	郡市	町村	大 字	河口からの距離		重点	A	B	要 注 意 区 間						
						始点											終 点
信濃川 (下流)	251	右	三条		柳場新田	33.5	+57 33.5	+339 三条市	360	360		越水(溢水)B 堤体漏水B 水衝A	越水 洗掘・ 法崩壊 漏水	積み土のう工 シート張工 築廻し工 月の輪工	水衝部に低水 護岸無し 重点監視区間		
	252	右	三条		柳場新田	33.5	+339 34.0	三条市		205		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工			
	253	右	三条		柳場新田	34.0		34.4 +177 三条市		629		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工			
	254	右	三条		柳場新田 から 柳川新田	34.4	+177 34.4	+243 三条市		65		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工			
	255	右	三条		柳川新田 から 三貫地新田	34.4	+243 35.6	三条市		918		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工			
	256	右	三条		三貫地新田	35.6		35.6 +41 三条市		38		越水(溢水)B	越水	積み土のう工			
	257	右	三条		三貫地新田	35.6	+328 36.0	三条市		66		越水(溢水)B	越水	積み土のう工			
	258	右	三条		三貫地新田 から 栗林	36.0		36.8 +116 三条市		876		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工			
	259	右	三条		栗林	36.8	+116 36.8	+300 三条市		179		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工			
	260	右	三条		栗林	36.8	+300 37.6	+100 三条市		569		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工			

261	右	三条		栗林	37.6 +100	38.0 +149	三条市			382		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		三条
262	右	三条		栗林 から 石上	38.0 +149	38.4 +182	三条市			429		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
263	右	三条		栗林	38.4 +182	38.4 +225	三条市	46	46			越水(溢水)B 堤体漏水B 水衝A	越水 洗掘・ 法崩壊 漏水	積み土のう工 シート張工 築廻し工 月の輪工	水衝部に低水 護岸無し 重点監視区間	
264	右	三条		栗林	38.4 +225	38.8 +214	三条市			411		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
265	右	三条		栗林	38.8 +214	38.8 +268	三条市	56	56			越水(溢水)B 堤体漏水B 水衝A	越水 洗掘・ 法崩壊 漏水	積み土のう工 シート張工 築廻し工 月の輪工	水衝部に低水 護岸無し 重点監視区間	
266	右	三条		栗林 から 石上	38.8 +268	39.6 +22	三条市			552		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		三条
267	右	三条		栗林 から 石上	39.6 +22	39.6 +182	三条市			140		堤体漏水B	漏水	月の輪工		
268	右	三条		栗林 から 石上	39.6 +182	39.6 +323	三条市			123		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
269	右	三条		栗林 から 石上	39.6 +323	40.0	三条市			67		堤体漏水B	漏水	月の輪工		
270	右	三条		石上 から 本町	40.0 +124	40.8 +324	三条市			1,163		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
271	右	三条		由利 から 大野畑	40.8 +396	41.2 +35	三条市			69		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
272	右	三条		大野畑	41.2 +35	41.2 +100	三条市			90		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
273	右	三条		大野畑	41.2 +100	41.2 +220	三条市			167		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
274	右	三条		大野畑 から 今井	41.6 +156	42.8 +172	三条市			1,247		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
275	右	三条		今井	42.8 +172	43.2 +12	三条市			241		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
276	右	三条		今井 から 尾崎	43.2 +12	44.4 +39	三条市			1,218		旧川跡	漏水	月の輪工		
277	右	三条		今井 から 尾崎	44.4 +39	44.8 +100	三条市			460		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
278	右	三条		今井 から 尾崎	44.8 +100	44.8 +193	三条市			96		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
279	右	三条		尾崎	44.8 +193	45.2 +33	三条市	248		248		越水(溢水)B 堤体漏水B 基礎地盤漏水B 旧川跡 釜段工	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工 釜段工	重点監視区間	
280	右	三条		尾崎	45.2 +33	45.2 +37	三条市	4		4		越水(溢水)B 堤体漏水B 基礎地盤漏水B 旧川跡	越水 欠壊 漏水	積み土のう工 捨て土のう工 月の輪工 釜段工	重点監視区間	
281	右	三条		尾崎	45.2 +37	45.2 +71	三条市	35		35		堤体漏水B 基礎地盤漏水B 旧川跡	漏水	月の輪工 釜段工	重点監視区間	
282	右	三条		尾崎	45.2 +71	45.2 +75	三条市	5		5		堤体漏水B 基礎地盤漏水B 旧川跡 新堤3年(R2)	欠壊 漏水	月の輪工 釜段工 シート張り工	重点監視区間 新堤3年(R2)	
283	右	三条		尾崎	45.2 +75	45.2 +199	三条市	128		128		堤体漏水B 基礎地盤漏水B 旧川跡	漏水	月の輪工 釜段工	重点監視区間	
284	右	三条		尾崎	45.2 +199	46.0 +186	三条市			807		旧川跡	漏水	月の輪工		三条
285	右	三条		尾崎	46.4 +180	46.4 +225	三条市			275		旧川跡	漏水	月の輪工		
令和5年度 小計					箇所数	8	3	29	3							
					延長	882	462	9,602	2,300							
令和5年度 左右岸合計					箇所数	15	10	61	3							
					延長	1,355	935	18,533	2,300							

令和5年度版 (R5.2.27時点)

危険区域のランクは次のとおり

重 点・・・最も重要な区間のうち特に重点とすべき区間
A・・・最も重要な区間
B・・・重要な区間
要注意区間・・・新堤、破堤等注意すべき区間

水防上危険な構造物箇所

信濃川（下流）

1. 重要水防箇所及び水防上危険な構造物

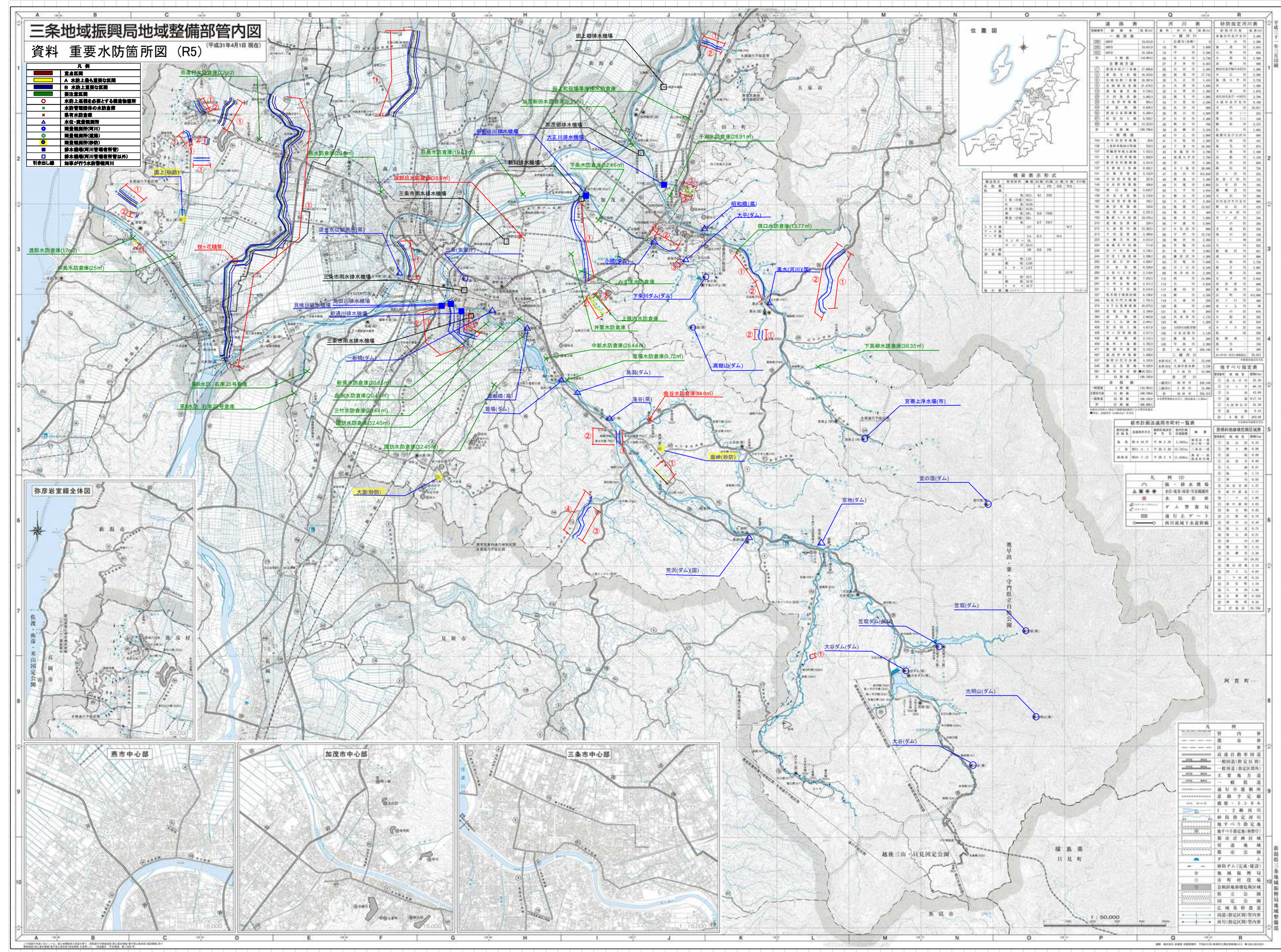
(2) 水防上危険な構造物一覧表

河川名	番号	位 置				構造物名	構造物の設置者名 (管理者)	現 況	予想される危険	対策水防工法	摘 要	
		左 右	郡市	町村	大 字							
信濃川 (下流)	9	左右	三条		荻島	左35.8 -40 右35.8 -40	景雲橋	新潟県	流下能力不足	せき上げ	積み土のう工	B
	10	左右	三条		須頃	左39.6+100 右39.6+100	石上大橋	新潟県	桁下高不足 流下能力不足	せき上げ	積み土のう工	A
	11	左右	三条		上須頃	左40.8+100 右40.8 +50	瑞雲橋	新潟県	桁下高不足 (左岸水没(洪水時)) 径間長不足、流下能力不足	せき上げ	積み土のう工	A
	12	左右	三条		上須頃	左41.6 右41.6	三条大橋	国土交通省	流下能力不足	せき上げ	積み土のう工	B
	13	左右	三条		今井	左42.8 -70 右42.8 +50	栄橋 (北陸自動車道)	NEXCO東日本	流下能力不足	せき上げ	積み土のう工	B
	14	左右	燕三条		道金	左43.4 +30 右43.4 -50	蒲原大堰管理橋	国土交通省	流下能力不足	せき上げ	積み土のう工	B

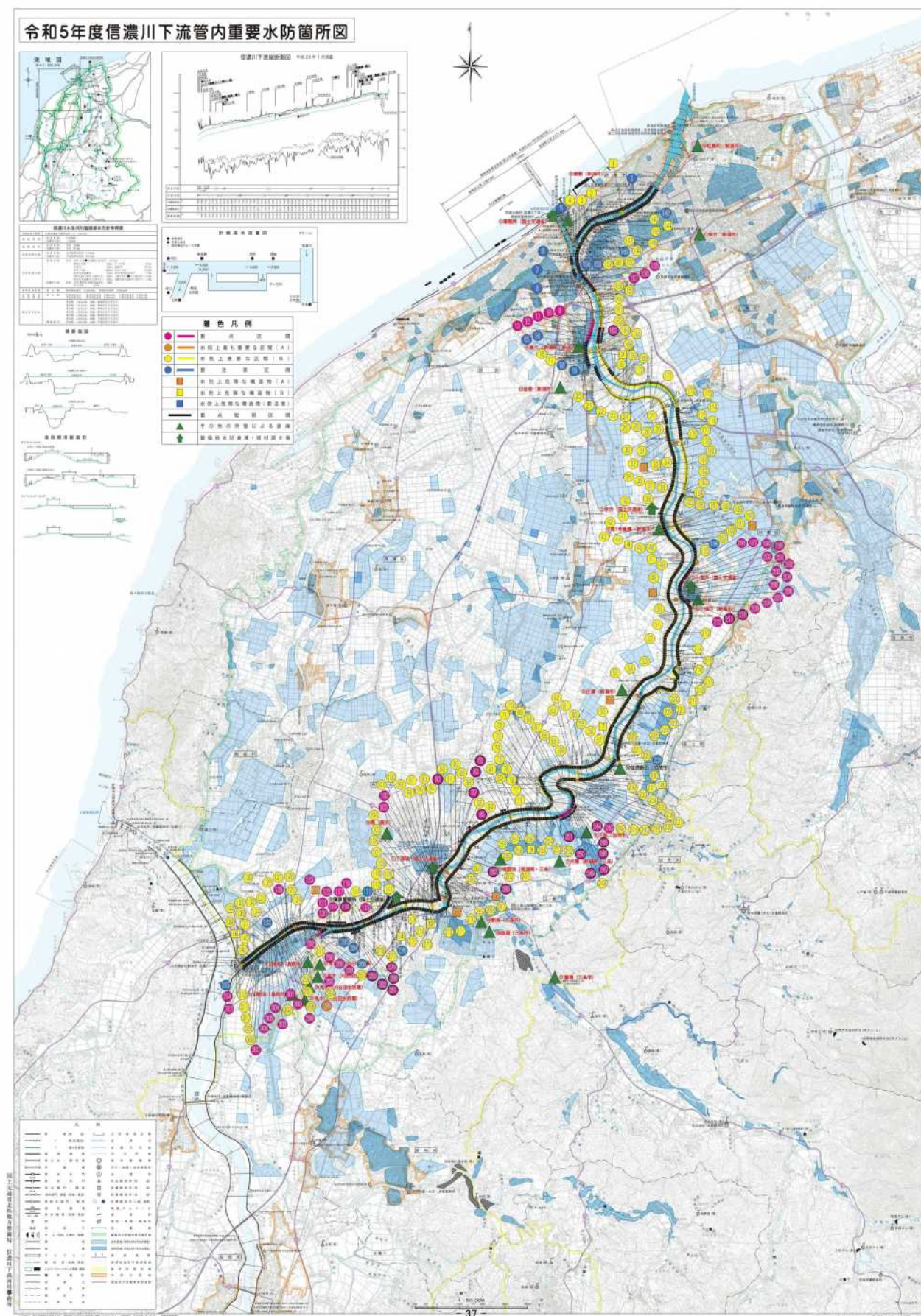
※ 河積阻害率：河川構造令 第62条
※ 径間長：河川構造令 第63条
※ 桁下高：河川構造令 第64条

令和5年度版（R5.2.27時点）

重要水防箇所位置図（中ノ口川・五十嵐川・島田川・新通川・大平川・守門川・布施谷川・貝喰川）



重要水防箇所位置図 信濃川（下流）



重要水防箇所評定基準

(1) 県 重要水防箇所評定基準（河川）

区分 種別	重 要 度			要 注 意 区 間
	重 点 区 間	A水防上最も重要な区間	B水防上重要な区間	
越 水 (溢水)	A区間で、特に水防時に重点的に巡視すべき区間	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水		堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が生じている箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	

基礎地盤漏水		堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に係る変状が生じている箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘		水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物		河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	

工事施工				出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・ 破堤跡・ 旧川跡				新堤防で築造後 3 年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘				陸閘が設置されている箇所。

(2) 直轄 重要水防箇所評定基準（河川）

種 別	重 要 度		
	水防上最も重要な区間 A	水防上重要な区間 B	要注意区間（箇所）
越 水 （溢水）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 体 漏 水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が生じている箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基 礎 地 盤 漏 水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が生じている箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	

種 別	重 要 度		
	水防上最も重要な区間 A	水防上重要な区間 B	要注意区間（箇所）
水 衝 ・ 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後３年以内の箇所、破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

水害時排水施設

ポンプ場名	管理者	所在地	関係河川	1分間排水量 m ³ /分	出力	設置 年度
-------	-----	-----	------	-----------------------------	----	----------

信濃川

刈谷田川右岸 排水機場	刈谷田川 土地改良区	今井	貝喰川	570.0	510kW	S51
				570.0	510kW	〃
				1,050.0	910kW	〃
				1,050.0	910kW	〃
				1,050.0	910kW	〃
荒町ポンプ場	三 条 市	荒町二丁目		8.2	22kW	S26
				8.2	22kW	〃
				58.0	130PS	S43
				90.0	210kW	S26
				90.0	210kW	〃
				90.0	310PS	S42
三条市公共下水道 三条下水処理センター	三 条 市	塚 野 目	東三条第一 雨水幹線	140.0	260kW	S60
				460.0	1200PS	〃
				460.0	1200PS	S61
新川排水機場	三 条 市 土地改良区	加茂市天神林	新 川	303.6	290kW	S49
				329.4	320kW	〃
				609.0	580kW	〃
				609.0	580kW	〃
布施谷川 排水機場	新 潟 県	加茂市天神林	布 施 谷 川	264.0	400PS(280kW)	S58
				336.0	500PS	〃
井戸場排水機場	大島下郷 土地改良区	井 戸 場		45.0	60kW	S55
				45.0	60kW	〃
				175.9	250kW	〃

中之口川

須頃郷排水機場	燕 市	燕 市 小 高		79.8	100kW	S30
				114.0	75kW	H20
				114.0	75kW	〃

五十嵐川

西大崎一丁目 ポンプ場	三 条 市	西大崎一丁目		38.5	75kW(2台)	H27
曲渕二丁目 ポンプ場	三 条 市	曲渕二丁目		20.0	37kW(2台)	H18
曲渕ポンプ場	三 条 市	曲渕一丁目		20.0	37kW(3台)	S55
間野川ポンプ場	三 条 市	北新保一丁目	間 野 川	21.5	30kW	H3
				48.0	75kW	H20
				48.0	75kW	H20

ポンプ場名	管理者	所在地	関係河川	1分間排水量 m ³ /分	出力	設置 年度
-------	-----	-----	------	-----------------------------	----	----------

本町二丁目 ポンプ場	三条市	本町二丁目		10.5	11kW(2台)	H20
新通川排水機場	新潟県	西四日町一丁目	新通川	240.0 240.0	250kW 250kW	H20 〃
島田川排水機場	新潟県	由利	島田川	150.0 150.0	165kW 165kW	H21 H21

高位部幹線排水路

東光寺ポンプ場	三条市	東光寺		8.0	7.5kW	H19
直江町一丁目 ポンプ場	三条市	直江町一丁目		15.0 15.0	22kW 22kW	H17 H18
一中脇ポンプ場	三条市	直江町一丁目		8.0	22kW	S43

新通川

南四日町四丁目 ポンプ場	三条市	南四日町四丁目		20.0 20.0	18.5kW 18.5kW	H15 H20
西四日町四丁目 ポンプ場	三条市	西四日町四丁目		14.4	11kW	H18
大野排水路 ポンプ場	三条市	四日町		12.0	11kW(2台)	H19
西四日町四丁目 北ポンプ場	三条市	西四日町四丁目		18.0	22kW	H12
茶ノ木排水路 ポンプ場	三条市	四日町		12.0	7.5kW	H16
旧保健所脇 仮設ポンプ場	三条市	四日町		13.0 10.0	15kW 15kW	H13 S53
西四日町二丁目 ポンプ場	三条市	西四日町二丁目		12.5	7.5kW(2台)	H21
四日町公園脇 ポンプ場	三条市	四日町		23.0	15kW	H28

島田川

輪之内ポンプ場	三条市	島田二丁目		2.5 40.0 40.0	6kW 37kW 37kW	S51 H6 S54
---------	-----	-------	--	---------------------	---------------------	------------------

布施谷川

北野ポンプ場	三条市	北野		3.0	7.5kW	H20
--------	-----	----	--	-----	-------	-----

貝喰川

貝喰川排水機場	新潟県	大野畑	貝喰川	60.0 60.0 60.0 60.0 60.0	140kW 140kW 140kW 140kW 140kW	H24 〃 〃 H28 〃
---------	-----	-----	-----	--------------------------------------	---	---------------------------

吉津川

吉津川ポンプ場	三条市	下保内		1,285.0 1,285.0	3.7kW 3.7kW	H26 〃
---------	-----	-----	--	--------------------	----------------	----------

雨水貯留施設

貯 留 施 設 名	管 理 者	所 在 地	貯 留 量	設置年度
一ノ木戸ポプラ公園調整池	三 条 市	興 野 一 丁 目	2,500m ³	H26
島田若草公園調整池	三 条 市	島田二丁目	1,700m ³ (ポンプ排水)	H27
条南あおば公園調整池	三 条 市	条 南 町	2,800m ³ (ポンプ排水)	H27
第一中・嵐南小調整池	三 条 市	南四日町一丁目	380m ³	H24
第一中・嵐南小第二グラウンド調整池	三 条 市	南 新 保	1,400m ³	H26
直江町三丁目調整池	三 条 市	直江町三丁目	1,200m ³	H27
須頃郷第3号公園調整池	三 条 市	須頃二丁目	2,600m ³ (ポンプ排水)	H27
須頃郷第2号公園調整池	三 条 市	須頃一丁目	870m ³ (ポンプ排水)	H28
第1号排水路協調整池	三 条 市 (燕 市)	須頃一丁目	1,054m ³ (計 1,700m ³) (ポンプ排水)	H29
第3号幹線排水路	三 条 市 (燕 市)	須頃三丁目	451.2m ³	H30
西本成寺一丁目調整池	三 条 市	西本成寺一丁目	700m ³	R 1
大面川調整池	三 条 市	北 湊	30,000m ³	R 4

水防活動実施報告書

令和 年 月 日

作成責任者

出 水 の 概 況	川 警戒水位 m 雨 量 mm								
水 防 実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸								
日 時	自 月 日 時 至 月 日 時								
出 動 人 員	水防団員		消防団員		その他		合 計		
	人		人		人		人		
水防作業 の 概 況 及び工法	箇 所 m 工 法								
水防の結果	効果 被害	堤防 m m	田 m ² m ²	畑 m ² m ²	家 戸 戸	鉄道 m m	道路 m m	人口 人 人	その他
使 用 資器材	かます、俵					居 住 者 の 出 動 状 況			
	万年、土俵								
	な わ					水防関係者の 死 傷			
	丸 太								
	その他					雨 量 水 位 の 状 況			
水防活動に関する 自 己 批 判 備 考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

平成27年台風〇号における水防活動
(〇〇県〇〇市消防団・平成27年8月〇日～〇日)

〇概要

〇〇市消防団は、平成27年8月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

- 68-15 -

